

3町合併協議会通信

No. 4
H17.10.1

発行：加悦町・岩滝町・野田川町合併協議会事務局（京都府与謝郡加悦町字加悦 433 番地）
（TEL）0772-44-1961 （FAX）0772-43-0061
（ホームページ）http://www.kyt-net.ne.jp/kin/

与謝野町町章（原案）を決定

～ 第13回合併協議会を開催 ～

9月21日、加悦町「元気館」において、第13回合併協議会を開催し、3案件について協議を行いました。その内「自治会、行政区の取扱い（その2）」、「下水道等事業（その2）」については、その内容が確認されましたが「事務組織及び機構の取扱い（その2）」については、さらに協議を深めていく必要があることから継続協議となりました。

また、5月中旬より全国公募していましたが与謝野町の町章のデザイン（原案）が協議会委員の投票により決定しました。

【第13回合併協議会で協議された項目】

1. 「自治会、行政区の取扱い（その2）」・・・確認

委託料等の配分基準は、次のとおりとします。

（1）区長報酬は、年額240,000円とします。

（2）委託料の配分基準は、世帯割50%、人口割45%、面積割5%とします。

各区への委託料等については、合併までに配分基準を調整し、一元化するという調整をしていましたが、今回の協議会において配分基準の率を決定し、それに基づいて各区へ配分することを確認しました。

2. 「下水道等事業（その2）」・・・確認

加悦町、野田川町設置の合併浄化槽設置整備補助事業補助金は、加悦町を例とし合併と同時に統一します。

補助対象人槽・・・人槽区分なし

住宅・非住宅による補助対象・非対象の区分・・・区分なし

上乗せ補助内容・・・別表のとおり

（別表）上乗せ内容

〔単位：千円〕

人 槽	補助金交付額		
	補助基準額	町の上乗せ額	
10人槽以下の専用住宅のみ			
5人槽	627	375	252
7人槽	776	438	338
10人槽	1,086	555	531
専用住宅以外			
5人槽	375	375	0
6人槽 ～ 7人槽	438	438	0
8人槽 ～ 10人槽	555	555	0
11人槽 ～ 20人槽	1,044	1,044	0
21人槽 ～ 30人槽	1,752	1,752	0
31人槽 ～ 50人槽	2,340	2,340	0
51人槽 ～	2,670	2,670	0

専用住宅には店舗面積が総面積の1/2未満の小規模店舗を含む。
各人槽補助金交付額は、これを上限とし、これ以内の額を浄化槽設置費に応じ補助基準額は変わらないので町の上乗せ額を減じる。
専用住宅以外は補助基準額どおり。

3. 「事務組織及び機構の取扱い（その2）」・・・継続協議

各庁舎への各課の配置、庁舎の改修費用等についてさらに協議を深めていく必要があることから継続協議となりました。

「与謝野町町章」採用作品（原案）を決定

与謝野町の町章については、広く全国にデザインを公募し実に557点もの応募をいただきました。

専門家を交えた町章候補選定委員会で検討を重ね選定された6点の最終候補作品を第13回合併協議会に提出し、協議会委員による投票を行った結果、右記の作品を「与謝野町町章」のデザインとして採用することを決定しました。

今後は採用作品を原案とし、必要に応じ専門家による補作、修正を行い、与謝野町の町章として制定します。

多数のご応募ありがとうございました。

（作者のデザイン趣旨）

与謝野町の頭文字「y」をモチーフにデザイン化。「豊かな自然（水・緑・空）」「いきいきとした町民」をイメージすると共に、未来に向かって飛躍する与謝野町・町民を力強くシンボライズしました。



「新町 そこが知りたい！」

「新町 そこが知りたい！」では、合併協議会において確認された協定項目のうち、住民のみなさんの生活にとって特に身近な項目について取り上げていきたいと思えます。

【税金・手数料・使用料等について】

1. 戸籍、住民登録事務について

住民票等の発行手数料は下記のものを除き300円に統一します。

「公的年金受給者現況届証明書」、「埋葬許可証」、「埋葬許可交付済証」は無料、「自動車臨時運行手数料」は750円とします。

印鑑登録証は現在各町で発行しているものを新町でもご使用いただけます。

2. 地方税関係について

地方税（国民健康保険税及び都市計画税を除く）の取扱いは次のとおりとします。

- (1) 固定資産税の税率1.4%とします。
- (2) 個人及び法人の住民税、たばこ税については現行のとおり新町に引き継ぎます。
- (3) 固定資産税及び個人の住民税の納期は10期とし、徴収方法は集合徴収とします。
- (4) 軽自動車税の税率については下記のものを除き現行のとおり新町に引き継ぎます。

なお、徴収方法は単独徴収とします。

小型特殊自動車（農耕作業用）は年額1,600円とします。

小型特殊自動車（その他のもの）は年額4,700円とします。

納税組合の組織は廃止します。

個人の住民税及び固定資産税の納期前納付報奨金は当分の間、次のとおりとします。

交付率・・・100分の0.35

交付額・・・納税者一人当たり5万円を限度

税務証明手数料は300円とします。

3. 国民健康保険税について

平成17年度分は現行のままとし、平成18年度から統一基準で課税します。なお、徴収方法は現行どおり住民税及び固定資産税との集合徴収とします。

4. 都市計画税について

岩滝町の都市計画税は合併時に一旦凍結し、新町の都市計画見直しに併せて検討します。

5. 上水道等使用料について

上水道使用料及び簡易水道使用料については下記の基準額表のとおりとします。

(表1) 上水道使用料金基準額表

(消費税込)		料金単位：円
口径	基本水量	基本料金
13mm	10m3以下	1,350
20mm 25mm		1,400
40mm		1,550
50mm		1,600
75mm		2,600
超過料金	10m3超1m3毎	140
	20m3超1m3毎	150
	30m3超1m3毎	155
	50m3超1m3毎	170
	100m3超1m3毎	180

(表2) 簡易水道使用料金基準額表

(消費税込)		料金単位：円
口径	基本水量	基本料金
13mm	10m3以下	1,500
20mm 25mm		1,550
40mm		1,700
50mm		1,750
75mm		2,750
超過料金	10m3超1m3毎	160
	20m3超1m3毎	170
	30m3超1m3毎	180
	50m3超1m3毎	190

6. 下水道使用料・受益者負担金（分担金）について

受益者負担金（分担金）の単価、賦課時期は現行どおりとします。納期は3年分割の年10回納付とします。

受益者負担金（分担金）の納期前納付報奨金は交付率を100分の3、限度額を2万円とします。各町の現制度での徴収猶予該当者で新町の制度により猶予が取り消しとなる方は、2年間の準備・周知期間の後、納付いただくものとします。

下水道使用料については、右の表に基づき納付いただきます。

(消費税込)		料金単位：円
基本水量		10m3
基本料金		1,150
超過料金	10m3超1m3毎	125
	20m3超1m3毎	135
	30m3超1m3毎	145
	40m3超1m3毎	150
	50m3超1m3毎	160
	100m3超1m3毎	170

次回の合併協議会開催予定

第14回合併協議会 日時：平成17年10月3日(月)午後7時00分～
場所：加悦町「元気館」